資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

信州新町商業サービス協同組合は、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づきつぎのとおり払戻しを行います。

〈払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号〉

信州新町商業サービス協同組合

〈払い戻しを行う前払式支払手段の種類〉

信州新町商業サービス協同組合商品券

〈払戻しの申出期間〉

令和八年七月三十一日（水）午前九時〇〇分から令和八年九月三十日（金）午後六時〇〇分

※当該期間内に払戻しの申し出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

〈問い合わせ先〉

長野市信州新町三一―二信州新町商工会内信州新町商業サービス協同組合事務局電話番号〇二六―二六二―二一三八

〈土日祝日を除く〉